

資料6

市民協議会の専門委員推薦（案）について

総合介護市民協議会の運営等に関する規則（平成22年3月21日規則第129号）

（専門委員）

第7条 専門の事項を調査させるため、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、介護に関し学識又は経験を有する者の中から、協議会の推薦により、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、委嘱の日から当該専門の事項に関する調査が終了した日までとする。

①近江八幡市地域密着型サービス事業等選定評価委員会（近江八幡市公的介護施設等整備選定委員会）の専門委員推薦について

【理由】介護サービス事業者の選定について、事業運営等に専門的知見を有する委員を加える。

②高齢者福祉部会の専門委員推薦について

【理由】第8期高齢者福祉計画の進捗管理・評価及び高齢者福祉施策の推進に関する審議の充実を図るため、学識や経験による専門的知見を有する委員を加える。

③医療連携部会（近江八幡市医療連携推進会議）の専門委員推薦について

【理由】在宅医療・介護連携推進事業の進捗管理・評価及び在宅医療・介護連携推進施策の推進に関する審議の充実や認知症施策に関する協議を強化するため専門的知見を有する委員を加える。